

～令和5年4月1日一部改正～

【Q:3-1】 専任の主任(監理)技術者の兼務について

同一の区域内で同じ業者が受注した場合、配置する主任(監理)技術者は同一の主任(監理)技術者が兼務できるか。

【A】

- 1 建設業許可業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、請負金額の大小に関係なく当該工事現場における建設工事の**施工の技術上の管理**をつかさどる者として、一定の資格又は施工実務の経験を有する**主任技術者**を置かなければならない。
 - 2 発注者から直接 建設工事を請け負った特定建設業者(特定建設業の許可を受けた者)は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の総額が4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上となる場合においては、主任技術者に代えて、一定の資格又は施工実務の経験を有する**監理技術者**を置かなければならない。
 - 3 なお、後述する現場代理人(Q3-6)は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人であり、主任技術者や監理技術者とは役割等が異なるものであるが、これらを兼ねても工事の施工上支障はないので、**主任技術者(又は監理技術者)と現場代理人の兼任は可能である**と解される。
- 1 請負金額が、いずれの工事も4000万円未満(建築一式工事は8000万円未満)である場合は、配置する主任技術者は専任である必要はなく、兼務が可能である。
 - 2 専任の主任技術者が兼務できる場合は、下記の規定に定めるとおりである。

<建設業法施行令第27条第2項、「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)>

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(令第27条第2項)が、**専任の監理技術者については、この規定は適用されない**。

なお、「**建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)(*)1**」(平成26年2月3日付け国土建第272号)で建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いが次のとおり改正され、密接な関連のある工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えないとされた。

(*)1)H26.2.3付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知 参考資料編を参照のこと。

<建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて>

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) **工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所**において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、**一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。**
- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

●上記、当面の取扱いに該当する工事の例を以下に挙げる。

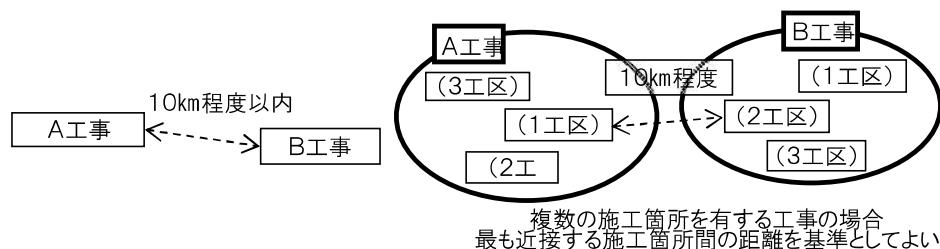
「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・国道、県道等における同種・類似工事 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

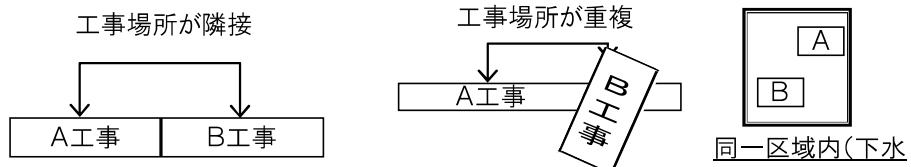
- ・工事間で土砂等を流用する工事
 - ・工事用道路を共用する工事
 - ・現道規制の調整をする工事
 - ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
 - ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等
- ※(発注者、請負者の双方が調整する場合を含む)

なお、もう一つの要件である**「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。**(極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。)



●上記、当面の取扱いを適用する場合、**同一の主任技術者が管理することができる工事の数は原則2件までとする。**

なお、従来どおり、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が隣接した場所(重なる場合を含む。)または同一区域内において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれら二以上の工事を管理することができる。



●建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者との兼務を行う場合は、主任技術者兼務届(様式23-3)を提出するものとする。(専任を要しない技術者どうしの兼務については届出を要しない。)

なお、請負者が他の工事の入札に参加を予定する場合において、事前に当該入札参加予定工事の主任技術者との兼務について連絡等があった場合の兼務の可否については、当該入札参加予定工事の発注者が判断する。

- 3 諸経費調整を行うことと専任の主任技術者の兼務には、直接的な関係は無い。兼務できるかどうかは、建設業法施行令第27条第2項の規定による。
- 4 ただし、次の規定に示す場合は、同一の監理技術者の兼務ができる。

<「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)>

このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連續する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

注)建設業法施行令(公共性のある施設又は工作物)第15条 抜粋

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若しくは試験所

- 5 上記規定により複数の工事を一つの工事とみなして同一の監理技術者等が当該工事全体を管理する場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上とするときは、建設業者は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。

<「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)>

この場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。

〈説明〉

「監理技術者等」:主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐のことをいう。

「監理技術者補佐」:当該工事現場で特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者のことをいう。

「特例監理技術者」:監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置き、複数の現場を兼任する監理技術者のことをいう。